

# 平成22年度

## 一般会計決算

歳入

58億157万円

歳出

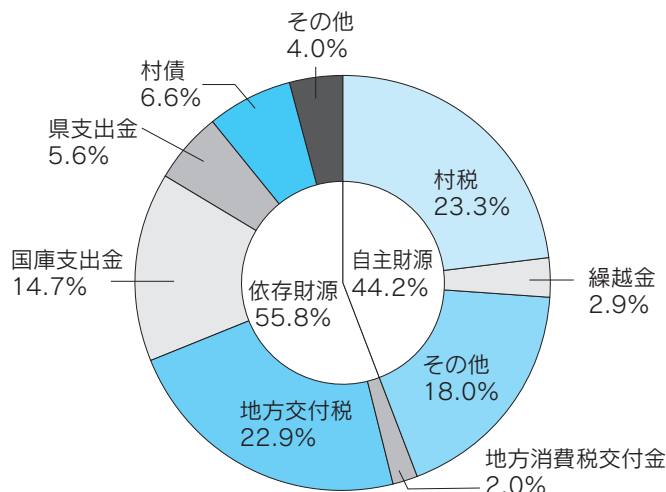
55億3,964万円

榛東村をよりよくするため

計画的に執行しました

平成22年度の決算がまとまり、9月に開かれた定例村議会で認定されました。一般会計の歳入総額は、58億157万2,988円、歳出総額が55億3,963万7,355円となり、差し引きで2億6,193万5,633円を23年度に繰り越しました。

地方財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、その中で、歳出全般の経費節減・合理化を図り、限られた財源の効率的かつ重点的な配分に努める一方で、財政の健全性の確保を図りながら、住民福祉のより一層の向上のため予算を執行しました。



### ■一般会計歳入 (単位：万円)

項目	H22年度決算	前年度比
村税	13億5,217	△1,398
繰越金	1億6,755	1,924
《自主財源》		
その他		
・分担金および負担金	8,409	△1,379
・使用料および手数料	3,927	△16
・財産収入	4,755	△1,254
・寄付金	117	117
・繰入金	8億2,156	△6,839
・諸収入	5,215	3,157
地方消費税交付金	1億1,403	△20
地方交付税	13億3,126	1億8,049
国庫支出金	8億5,374	△1億9,071
県支出金	3億2,539	3,718
《依存財源》		
村債	3億8,423	1億955
その他		
・地方譲与税	9,128	△287
・利子割交付金	569	△45
・配当割交付金	241	46
・株式譲渡所得割交付金	74	△14
・ゴルフ場利用税交付金	1,501	△269
・自動車取得税交付金	2,499	△421
・国有提供施設所在助成金	5,478	14
・地方特例交付金	3,019	118
・交通安全対策特別交付金	232	△19
<b>合計</b>	<b>58億157</b>	<b>7,066</b>

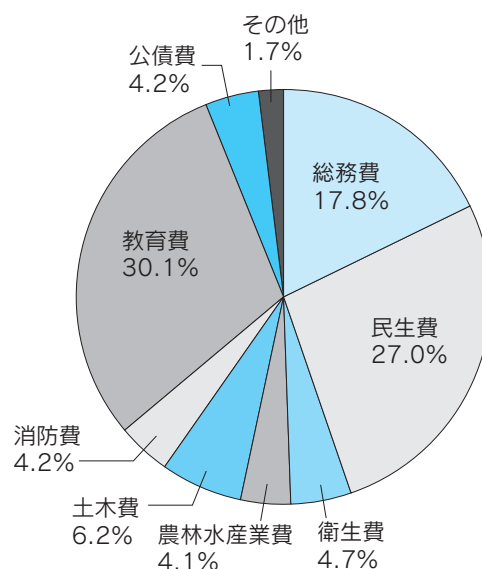
### ■特別会計歳入 (単位：万円)

会計名	H22年度決算	前年度比
国民健康保険特別会計	15億1,535	6,659
後期高齢者医療特別会計	8,388	△87
老人保健特別会計	7	△469
介護保険特別会計	7億5,169	5,929
住宅新築資金等貸付特別会計	2,675	△839
公共下水道事業特別会計	2億8,911	△8,164
農業集落排水事業特別会計	3億4,652	△5億434
学校給食事業特別会計	1億4,029	342

村民1人あたりに  
**376,334円**を支出しました。

※平成23年3月31日現在の人口(14,720人)で算出

<b>総務費</b>	<b>民生費</b>	<b>衛生費</b>
66,827円	101,696円	17,663円
		
<b>農林水産業費</b>	<b>土木費</b>	<b>消防費</b>
15,537円	23,349円	15,785円
		
<b>教育費</b>	<b>公債費</b>	<b>その他</b>
113,334円	15,758円	6,385円
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会費</li> <li>・商工費</li> <li>・労働費</li> </ul> ほか



■一般会計歳出

(単位: 万円)

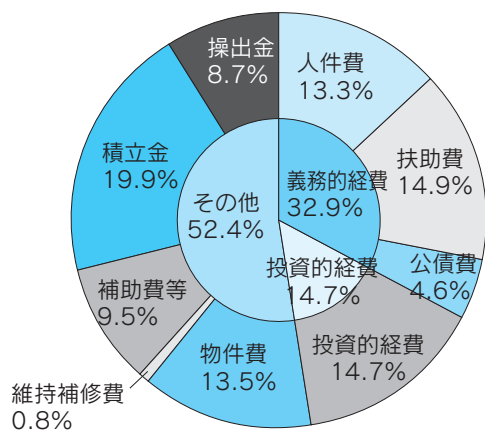
項目	H22年度決算	前年度比
議会費	7,799	△245
総務費	9億8,370	△6億4,769
民生費	14億9,696	1億5,336
衛生費	2億6,000	1,154
労働費	374	△27
農林水産業費	2億2,870	△1,858
商工費	1,158	△2億3,664
土木費	3億4,369	△6,775
消防費	2億3,236	△2,659
教育費	16億6,828	8億559
災害復旧費	0	△1,322
公債費	2億3,196	1,923
諸支出金	68	△25
<b>計</b>	<b>55億3,964</b>	<b>△2,372</b>

村民1人あたりの村税の負担額は

**91,860円**

村民税	42,077円
固定資産税	43,947円
軽自動車税	2,332円
たばこ税	3,504円

普通会計の性質別支出の割合



■特別会計歳出

(単位: 万円)

項目	H22年度決算	前年度比
国民健康保険特別会計	14億681	3,424
後期高齢者医療特別会計	8,387	△87
老人保健特別会計	7	△469
介護保険特別会計	7億4,447	6,888
住宅新築資金等貸付特別会計	2,675	△839
公共下水道事業特別会計	2億8,911	△8,164
農業集落排水事業特別会計	3億4,652	△5億434
学校給食事業特別会計	1億4,029	363

# 決算審査意見書

地方自治法等により決算を監査委員の審査に付することが義務づけられています。この規定に基づき実施された監査委員による平成22年度決算審査の概要をお知らせします。

地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき実施した平成22年度決算審査に係る意見書を別添のとおり提出する。  
榛東村監査委員

岩崎 唯雄  
小野関 武利

## 審査の期間

平成23年7月22日から  
8月11日まで(実8日間)

## 審査の対象

### 一般・特別会計

- ・ 一般会計
  - ・ 国民健康保険特別会計
  - ・ 後期高齢者医療特別会計
  - ・ 老人保健特別会計
  - ・ 介護保険特別会計
  - ・ 住宅新築資金等貸付特別会計
  - ・ 公共下水道事業特別会計
  - ・ 農業集落排水事業特別会計
  - ・ 学校給食事業特別会計
- ### 公営企業会計
- ・ 上水道事業会計

### 審査の結果

一般・特別会計

村長から審査に提出された決算書及び事項別明細書などの決算諸表は、適法かつ正確に作成され、その収支は適正に処理されているものと認められた。

基金運用状況については、当該基金は設置目的にしたがつて運用されており、その計数も正確であると認められた。

公営企業会計

村長から審査に提出された決算書及び事業報告書について、その計数は正確であり、かつ平成22年度の公営企業の経営成績及び年度末の財政状態を適正に表示しているものと認められた。

## 審査意見

### 一般・特別会計

財政構造をみると、財政力指数は0.562(前年度0.579)と前年度より0.017ポイント低下した。経常収支比率は一般に町村において妥当とされる数値(75%)を平成13年度に超えて以降年々悪化しているが、当該年度は82.2%(前年度88.5%)と前年度より6.3ポイント改善されており、財政の硬化化がわずかに後退している。その要因としては、村税が減少したものの普通交付税が増加したことが影響したものと考えられる。また、実質公債費比率は5.5%と前年度(5.5%)と同様であった。

これらの財政指標をみると各数値はここ数年横ばい状況にあり、ほぼ健全な状態を維持していると言える。しかし、今後、過去の村債の借り入れに対する償還がピークを迎えるほか、南小学校講堂建築工事等により、村債が増加することが見込まれているため、依然として財政環境としては楽観を許さない状況にある。

歳入をみると自主財源の柱である村税収入は減少し、景気の低迷に加え今後の増収は期待できないものと考えられる。

また、歳出をみると当該決算年度については義務的経費が増加する一方で、投資的経費は大型建設工事の完了に伴い大幅に減少しているが、それでも主な事業として中学校改築事業などの執行を行っており、厳しい財政事情ではあるものの積極的な事業展開が図られたものと評価する。しかしながら、当該決算年度から引き続き義務的経費、特に扶助費及び公債費の増加が見込まれることから財政の硬化化が進行すると憂慮される。

これらの状況を勘案すると、歳入歳出ともに適正な財政運営がな

されていると認められるが、今後もし先に述べた扶助費及び公債費の増加傾向を念頭に置きながら限られた財源を効果的に投資していかなければならない。そのためには、事業効果を検証し、優先すべき事業を選択していくとともに、重点的な予算配分に徹して、健全財政の維持に努められるよう望むものである。

### 公営企業会計

当該年度の経営成績をみると、総配水量が増加し、営業費用が増加したことから、当年度の純利益は前年度に比べ減少している。

一方、有取率をみると前年度に比べ、その数値は悪化し、県平均及び同規模団体平均をいずれも下

回っている。有取率が悪化した原因究明及びその数値の上昇に向けた具体的な施策を講じるよう求めるものである。

また、今後浄水場や老朽管等の更新事業等が予定されており、これらの投資的経費は多額の費用を要することから、より一層の効率的な企業経営が求められる。

これらの諸問題を長期的な視野に基づき検討するとともに、従前にも増して経費の節減と資産の効率的な運用及び管理に努め、計画的な財政運営によって、経営の安定化を図り、継続的に安全、良質及び安価な水の安定供給に努力されることが望まれる。

## 財政健全化指標

—実質公債費比率は5.5%—

地方公共団体の財政の健全化に関する法律では、財政破たんを未然に防ぐため「早期健全化」と「財政再生」の2段階で自治体の財政の悪化をチェックするしくみを定めています。これらの指標のうち1つでも基準を超えると、財政健全化計画の策定などが義務付けられることとなります。

- **実質赤字比率**(一般会計等の実質赤字の比率) …… 0%
- **連結実質赤字比率**(すべての会計の実質赤字の比率) 0%
- **実質公債費比率**(公債費および公債費に準じた経費の比重を示す比率。早期健全化基準25.0%) …… 5.5%
- **将来負担比率**(地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率) …… 0%
- **公営企業における資金不足比率**(公営企業ごとの資金不足の比率)
  - ・ 上水道事業会計 …… 0%
  - ・ 公共下水道事業特別会計 …… 0%
  - ・ 農業集落排水事業特別会計 …… 0%

※実質公債費比率以外の比率については、該当する比率がない、もしくは該当する比率が算出されない場合、「0%」と表記しています。